

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）」に対して寄せられた御意見について

平成 26 年 5 月 13 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

標記について御意見を募集したところ、2,070 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、これに対する当省の考え方については別紙のとおりです。なお、御意見については、本パブリックコメント募集の対象となる事項についてのみ、適宜要約等の上、取りまとめさせていただいておりますので、御了承ください。

今回、御意見をお寄せ頂きました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも、厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

御意見の概要	御意見に対する考え方
(1) 全般的な事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブの水準を下げないよう にすべき ○ 質を向上させるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今般、放課後児童健全育成事業の法令 上の基準が設けられることにより、全体 的な質の底上げが図られるものと考えて います。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 曖昧な表現（基準）は避けるべき ○ 具体的には様々な事情があるため、個別 の柔軟な対応や例外規定が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実情等に応じて柔軟に対応す べき事項もあるため、原則を示した上で、 一部の事項については例外的な規定を設 けています（小規模の放課後児童健全育 成事業所における職員の専任要件の例外 など）。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰が守る決まりなのかを明確にすべき ○ 既に開設されているクラブに対する基準 を追加すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準は、市町村が放課後児童健全育 成事業の設備及び運営について条例で基 準を定める際の基となるものです。 ○ 放課後児童健全育成事業を行う者（以 下「放課後児童健全育成事業者」とい います。）は市町村が条例で定める基準 (以下「最低基準」といいます。)を遵 守しなければならないものであり、本基 準についても、事業者が守るべき事項を 盛り込んだ基準となっています。 ○ なお、本基準の施行日以後に事業を開 始する者だけでなく、施行日より前に事 業を開始している者についても、最低基 準を遵守しなければなりません。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害のある児童や配慮を要する児童の受 け入れに必要な基準を定めるべき ○ 低学年に対する基準が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準は、放課後児童健全育成事業の 設備及び運営に関する基準であり、障害 のある児童や配慮を要する児童の受け 入れに必要な設備及び運営に関する基準につ いて本基準の中には盛り込んでいません が、予算上の措置として、障害児を受け 入れる放課後児童健全育成事業者に対す る運営費の上乗せ補助など、障害児の受 入れ推進のための措置を講じているとこ ろです。また、市町村の判断で、障害の ある児童等に係る上乗せ基準を規定する ことも可能です。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、本基準は学年ごとに異なる基準を規定するものではありませんが、支援を行うに当たっての低学年・高学年それに対する配慮等については、今後、ガイドライン等の策定に当たり、検討していきたいと考えています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「支援」ではなく「保育」という文言を使用すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「保育」は、通常、乳幼児に対して用いる用語であり、小学生を対象とした本基準で用いることは適当でないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所という文言をクラブ、育成室等に変えるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準では児童福祉法の規定に基づき定められるものであり、児童福祉法上の文言を使用することが適当と考えます。 ○ 児童福祉法では、放課後児童健全育成事業の実施場所を、その「事業を行う場所」としており（児童福祉法第34条の8の3）本基準では、この略称として「放課後児童健全育成事業所」という文言を使用しているものです。

(2) 総論関係	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、都道府県、市町村の責務や施策に関する規定を設けるべき ○ 市町村が基準を条例で定める場合は、住民や利用者の意見等を聞くことを義務付けるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最低基準は、設備及び運営に関する基準であり、放課後児童健全育成事業者が遵守すべきものであるため、行政機関の具体的な責務、施策や条例策定に当たっての手続についての規定を設けることは適当ではないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童クラブの定義を明確にすべき ○ 塾、習い事、スポーツクラブ等は、児童福祉法上の放課後児童クラブではないことを明確にすべき ○ 留守家庭児童以外も対象とすべき ○ 事業の対象は「小学校に就学している児童」で「保護者が労働等により昼間家庭にいないもの」であること、提供される内容は「児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与え」ることを明記すべき ○ 児童福祉法等の理念に基づいて実施する事業であることを明記すべき ○ 6年生までが対象範囲であることを明記 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法第6条の3第2項により、「放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業」と定義されています。 ○ このため、この定義に該当しない場合には、放課後児童健全育成事業ではないこととなります。 ○ なお、放課後児童健全育成事業は児童福祉法に根拠があるものであり、同法の規定に基づいて、本基準や最低基準が定

<p>べき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法第 34 条の 8 の 2 「児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準」が確保されることを目的としている旨を入れるべき 	<p>められるものです。児童福祉法上の規定は当然に遵守するものであって、改めて本基準に定める必要はありません。</p>
<p>○ 運営主体を限定すべき</p>	<p>○ 運営主体については、児童福祉法第 34 条の 8 第 1 項及び第 2 項により、市町村並びに国、都道府県及び市町村以外の者が事業を行うことができることとされており、本基準において主体を限定することは適当でないと考えます。</p>
<p>○ 公共施設の貸与ができるような記述を追加すべき</p>	<p>○ 平成 24 年の児童福祉法の改正により、児童福祉法第 56 条の 7 第 2 項に、市町村の公有財産の貸付等による事業の実施の促進の規定が盛り込まれています。</p> <p>(参考) 新制度施行後の児童福祉法第 56 条の 7 第 2 項 市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。</p>
<p>○ 全て「従うべき基準」とすべき ○ 参照基準以下の条例とする場合は、その解消の目標年月日と解消のための計画の策定を義務付けるべき</p>	<p>○ 「従うべき基準」「参酌すべき基準」の区分は児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項で定められており、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数のみが「従うべき基準」となっています。 ○ また、「参酌すべき基準」は、地方自治体が十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものであり、御指摘のような義務付けは適当ではないと考えます。</p>
<p>○ 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第 4 条に明記されている内容と同趣旨の内容を盛り込むべき</p>	<p>○ 本基準にも、御指摘の内容の条文を規定しています(第 4 条)。</p>
<p>○ 放課後児童健全育成事業の目的・役割を明記すべき(就労保障、発達保障、児童の</p>	<p>○ 第 5 条第 1 項に、放課後児童健全育成事業における支援の目的について規定し</p>

<p>最善の利益等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業内容を明記すべき ○ 基準の意義と目標を明確にすべき 	<p>ています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、第1条第2項及び第2条により、本基準及び指定基準の目的について規定しています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域社会との交流及び地域社会に対する運営内容の説明」は削除すべき。本来、地域が主体的・積極的に子育て世帯や放課後児童健全育成事業所を支援協力すべきものであって、これを事業者の義務とすべきではない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、地域が主体的・積極的に事業に対する支援・協力をを行うことも望ましいと考えますが、放課後児童健全育成事業者が地域社会との交流や連携を図り、児童の保護者や地域社会に対し、事業の運営内容を適切に説明することも重要であると考えます。 ○ なお、第5条第3項は努力義務となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災対策等に関する安全面の基準が必要 ○ 緊急非常事態に備えた基準もあった方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第6条に、非常災害に必要な設備の設置や訓練等についての規定を設けています。 ○ また、第14条により、運営規程の中で、緊急時等における対応方法、非常災害対策に関する事項について定めることとしています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「できる限り児童福祉事業の理論及び実際の訓練を受けた者でなければならない」とあるが、「できる限り」は削除すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第7条の「利用者の支援に従事する職員」には補助員も含まれますが、補助員については、都道府県知事が行う研修の受講を要件とはしていません。 ○ 一方で、児童福祉事業の理論等の訓練を受けた者であることが望ましいことから、「できる限り児童福祉事業の理論及び実際の訓練を受けたものでなければならない」としています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者は、職員に対する研修機会を確保すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8条第2項に、放課後児童健全育成事業者の職員に対する研修機会の確保の規定を設けています。

(3) 設備関係

<ul style="list-style-type: none"> ○ 専用区画ではなく、「専用室」「専用施設」を確保すべき ○ 専用区画は、1区画で閉じられた空間とすることを明記すべき ○ 静養室は別に常設すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）での記載や、「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（以下「専門委員会」といいま
---	--

	<p>○ 児童の生活の場であることを明記すべき</p> <p>す。) の報告書を踏まえ、専用の部屋又はスペースを表す用語として「区画」という文言を使用しています。</p> <p>○ 専用区画は、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画をいうものであり、本基準に明記されています。</p> <p>○ 静養スペースについては、報告書において「その設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべき」とされており、専用区画の中に静養するための機能を備えることを可能としたものです。</p>
<p>○ プレイルーム、静養室、事務室、職員室、着替え室、支援の必要な子のための部屋、調理室、集合室、食堂、学習室、障害児用を含むトイレ、玄関、台所、倉庫等収納スペース、手洗い場、足洗い場、温水シャワー、物置、電気・給排水設備、冷暖房設備、屋外の遊び場、避難口、換気、日照・採光設備等が必要</p> <p>○ 簡易ベッド、児童の私物を置くスペース、下駄箱、必要な遊具等の設置が必要</p>	<p>○ 現在、放課後児童クラブガイドラインでは、「施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること」としており、個別具体的な備品等については、地域の実情等に応じて設けることとしています。</p> <p>○ 今後とも、地域の実情等に応じ、支援の提供に必要と考えられる設備、備品等を備えることが適当であり、詳細の設備、備品等を本基準上に列挙することは適当でないと考えます。</p>
<p>○ 専用区画以外のスペースも活用している場合には、専用区画とみなせる柔軟なものとすべき</p> <p>○ 専用区画の面積は児童1人につき1.65 m^2以上よりも広くすべき(児童1人につき1.9 m^2、2 m^2、2.3 m^2、3 m^2、3.3 m^2、4 m^2、10 m^2)</p> <p>○ 専用区画の面積は、児童の生活の場であることを踏まえて算出すべき</p> <p>○ 低学年と高学年で同じ面積でよいか</p> <p>○ 1.65 m^2以上となるのは厳しい</p>	<p>○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適當と考えます。</p> <p>○ 報告書では、「専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース」「児童1人当たりおおむね1.65 m^2以上」とすることが適當」「放課後児童クラブを利用</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業としての継続的な生活の場とするため、「開所時間帯を通じて」を削除し、設備、備品等を固定して専用で使えるようにすべき ○ 「児童の支援に支障がない場合は、この限りではない」という一文を削除すべき 	<p>しない児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もある」とされたこと等を踏まえ、第9条の基準を定めたものです。</p>
--	--

<p>(4) 職員関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有資格者の名称は、「放課後児童クラブ指導員」「学童保育士」「学童保育指導員」「指導員」等とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門委員会の報告書では、有資格者の名称について「放課後児童クラブに従事する有資格者は児童の遊びの指導のみならず児童の生活の指導・支援を行うことに鑑み、その名称については実態に即したものとすることを検討すべき」とされています。 ○ また、同報告書では「児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当」とされていることなども踏まえ、「放課後児童支援員」としたものです。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の配置基準と同等の基準まで引き上げるべき ○ 1施設2人以上の専任有資格者の配置とされると、民設民営の学童保育所が閉所を余儀なくされる ○ 自治体のこれまでの配置を尊重しつつ、これに倣わない場合には、1施設2人以上有資格者を配置することとすべき ○ 放課後児童支援員を最低2人配置すべき ○ 職員の配置は、児童数●人に対して●人、とすべき <ul style="list-style-type: none"> ・20人までは2人、21人～30人は3人、31人～40人は4人以上 ・15人までは2人、30人までは3人以上 ・20人までは3人、30人までは4人以上等 ○ 職員は、1施設3人以上とすべき ○ 児童10人(15人、7人)に1人は職員が必要 ○ 児童20人に1人は有資格者が必要 ○ 児童40人につき4名の指導員を配置し、うち3名を専任とすべき ○ 原則1クラブに2名以上有資格者を配置 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適当と考えます。 ○ 専門委員会の報告書では、「職員は2人以上配置することとし、うち1人以上は有資格者とすることが適当である」とされたことを踏まえ、第10条第2項の基準を定めたものです。

<p>した上で必要に応じて加配し、加配職員も有資格者とすべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 夏休みなど、常時有資格者がいることが難しい場合があったり、有資格者の確保が難しい場合もあるので、緩和すべき 	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 休みなどを考慮し、職員の数は単位ごとに3名以上とし、うち2名を除き、補助員を置くことができるべき ○ 放課後児童支援員の数は、「常時」2人以上とすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて、本基準の職員の員数、資格を満たす必要があります。 ○ このため、職員の休暇等を考慮して、職員の数を「3人以上」と規定する必要はないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤とすべき ○ 職員の待遇改善をすべき ○ 職員の労働条件や賃金について規定すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業が主に「放課後」に実施する事業であること等を踏まえると、本基準において職員に常勤の要件を付すことは困難と考えます。 ○ 職員の労働条件等については、個々の契約によって定められるべきものであり、本基準に設けることは適当でないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 研修は都道府県ではなく国が実施すべき ○ 保育士の資格を基本とすべき ○ 保育士、社会福祉士、小学校教員のみにすべき ○ 保育士、小学校教員のみにすべき ○ 心理学、芸術学を修めた者が含まれているが、この学問の修得が他の学問と比べて特段に放課後児童支援員の資格としてふさわしいか疑問 ○ 「高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの」についても、市町村長が適当と認めたものという条件の追加を検討すべき ○ 「高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの」について、児童福祉事業所での勤務状態がどうだったのか、事業所の施設長から資格を与えてよい人材かの判断がわかる証書を付与されたものとすべき ○ 「高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの」について、週1、2回程度のアルバイト職員は 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適当と考えます。 ○ 専門委員会の報告書では、「省令上の資格の水準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項各号のいずれかに該当する者であって、…知識・技能を習得するための研修を受講した者とすることが適當」「有資格者となるための研修については、原則として都道府県が実施することが適當」とされたこと等を踏まえ、第10条第3項の基準を策定したものです。 ○ なお、第10条第3項第3号は、「児童の遊びを指導する者」の資格要件の1つであり、専門委員会の報告書を踏まえ、同等の水準としたものです。 ○ また、第10条第3項第9号の「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」の考え方については、通知等でお示しすることを考えています。なお、ここでの「2年以上」は、同項第3号に

<p>含まないように規定すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高等学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの」「高等学校を卒業した者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長（特別区の区長を含む。）が適當と認めたもの」について、2年では短いのではないか。専門的に学び、実習を受けた者とすべき ○ 「放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者」は曖昧なので削除すべき ○ 児童厚生員の資格も入れるべき ○ 今後養成課程を整備し、資格制度を創設すべき ○ 「学童保育士」の国家資格を創設すべき ○ 当面、社団法人日本学童保育士協会等の民間団体が規定する「学童保育士」を資格の1つに加えるべき ○ 社会福祉主事も入れるべき ○ 看護師も入れるべき ○ 資格の範囲を広げるか、無資格者の場合は有資格者のもとで資格を取得しやすい内容にしていくべき ○ 保育士や教員免許などを有する人が理想だが、現実に勤めてくれる人が見つかるか疑問。また、長年働いていた指導員と免許を有する新人との均衡が問題ないか ○ 教員免許は教育目的であり、それだけでは不足。また、保育者は対象年齢が未就学児であり、不適当 	<p>おいて「2年以上児童福祉事業に従事した者」を要件としていること等を踏まえ、設定したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 勤務先が異動をすることもあるので、勤務する都道府県に限らず住所地その他の都道府県での研修で、全国の放課後児童支援員になれるように制度設計をしてほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が行う研修については、受講先と勤務地が違う都道府県である場合でも、放課後児童支援員となることは可能とする予定です。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年以上にわたり、児童の集団の規模が71人以上を超えることが見込まれる場合、分割を義務付けるべき ○ 単位を分割する際には、単位ごとに専用区画（専用室、専用施設）が必要 ○ 複数単位での一体運営はできないこととすべき ○ 支援の単位の表現をわかりやすくすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適當と考えます。 ○ 専門委員会の報告書では、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適當」とされたことを踏まえ、第10条第4項の基準を定めたものです。 ○ また、「支援の単位」は、児童の集団

<ul style="list-style-type: none"> ○ 集団の規模ではなく、定員としての 40 人と明記すべき ○ 児童の規模は、「20 人まで」「25 人まで」「30 人まで」「35 人まで」が適當 ○ 児童の人数の制限項目は削除すべき。職員数を増やせば、人数の多いクラブの運営も可能 ○ 1 ~ 6 年生までの人数を考えると、おおむね 40 人以下は少ない ○ 集団の規模の上限を「40 人まで」「50 人まで」とすべき ○ 児童数の上限を設定し、上限を超えた場合は分割すべき ○ 「おおむね」ではなく、1 割増と明記すべき ○ 「おおむね」という文言は削除すべき 	<p>の規模を表すものですが、複数の支援の単位がある場合の運用方法（専用区画の設置等）については、各放課後児童健全育成事業所の実情に応じ、適切に対応すべきものであり、一律の基準として定めることは適当でないと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は専任とすべきであり、「利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない」は削除すべき ○ 「支障がない場合」を例示すべき ○ 小規模であっても専任 2 人以上の職員が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適當と考えます。 ○ 専門委員会の報告書では、「小規模のクラブについては、職員の員数は 2 人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合には、1 人でも可とすることが適當」とされたことを踏まえ、「利用者の支援に支障がない場合」の例として示しているものです。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員の中で、代表支援員を決め、責任者を定めるべき ○ 教職経験のある相談役を配置すべき ○ 1 施設に専任の事務員を配置すべき ○ 放課後児童支援員の役割を明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、多くの放課後児童クラブは職員のみで運営されていると考えられ、現段階で放課後児童支援員、補助員以外の職員を必置とすることは適當でないと考えます。 ○ また、専門委員会の報告書では、ガイドライン等で、「放課後児童クラブの具体的な機能、役割」を明確化すべきとされており、放課後児童支援員の役割についても、これと併せて検討していくことが適當と考えます。
<p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 差別的取扱いの禁止の中に、性別、障害の有無等の入れるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 11 条は、国籍、信条又は社会的身分によって差別的取扱いをしてはならないとするものであり、この「社会的身分」

	には、性別、障害の有無も含まれるものと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待等の禁止の中に、身体的・精神的苦痛も含まれることを明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 12 条は、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他利用者的心身に有害な影響を与える行為を禁止するものであり、身体的外傷、心理的外傷を含みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な医薬品、医療品を備え、管理するとともに、適切な取扱いのためにも、医療機関等との連携を図ることを明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 20 条に関係機関との連携について規定しており、必要に応じ、医療機関等との連携を図ることが望ましいと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程は国や市町村が定めるべき ○ 実施地域は「実施場所」とすべき ○ 虐待防止のための措置に関する事項ではなく、虐待及びいじめ防止のための措置に関する事項とし、いじめの継続・放置に対して解雇・退所させることができるようすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営規程は、各事業所において事業の運営についての重要事項を定めるものであって、国や市町村が定めるものではありません。 ○ 実施地域は、通常事業を実施しようとする範囲の目安を示すものですので、実施場所そのものとは範囲が異なります。 ○ 解雇・退職については個別具体的に判断すべき問題であり、本基準に規定することは適当でないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 秘密保持等について、利用者に関する秘密漏洩禁止を目的とするよう明記されたい。また、その際には職員がその職務を離れたとしても有効に禁止とするべく配慮願いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 御指摘の点については、第 16 条第 1 項及び第 2 項により、利用者やその家族の秘密漏洩の禁止、職員であった者の秘密漏洩を防ぐための措置について規定しています。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「市町村からの指導又は助言を受けた場合」について、強制力や期限等について定めるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第 17 条第 2 項は、事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない義務規定となっています。 ○ 期限については、個別具体的に判断するものであり、本基準に設けることは適当でないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所並の開所日数、開所時間とすべき ○ 平日 3 時間以上、休日 8 時間以上では短い ○ 平日の開所時間は、「4 時間以上」「5 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適当と考えます。 ○ 専門委員会の報告書では、「平日につ

<p>時間以上」「6時間以上」「7時間以上」「8時間以上」必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 休日の開所時間は、「9時間以上」「10時間以上」「11時間以上」「12時間以上」「1日」必要 ○ 開所時間と勤務時間を区別すべき ○ 開所時刻や閉所時刻も定めるべき ○ 放課後開始直後からの時間帯を含むよう時間帯の基準も入れるべき ○ 平日は10:00～18:30、休日は8:00～18:30をベースとし、地域において設定することができるようすべき ○ 学校休業日は8:30～19:00、平日は放課後～19:00とすべき ○ 開所時間については、就労時間や交通手段などで個々にバラツキがあるため、長期休暇中や日没の早い季節など環境も考慮し、子どもの安全を第一に考え、事業所が単独で定めるのではなく、保護者などと相談のうえ決めることとすべき ○ 全児童対策事業で途中まで補う形（5時までなど）や5時から学童に姿を変える（5時から学童）では、学童保育を必要としている子どもにとって、不十分であることから、本来の学童保育としての役割は果たすことが出来ないという事がわかるような文章を入れるべき 	<p>き1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則都市、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適當」とされたことを踏まえ、第18条第1項の基準を定めたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 開所日数は、1年につき「280日以上」「285日以上」「291日以上」「295日以上」とすべき ○ 「土曜日の開所」「土日祝日の開所」を原則とすべき ○ 開設日は、毎年度4月1日から翌年3月31日までの学校課業日の放課後、土曜日及び長期休暇等の学校休業日と明記すべき ○ 新1年生の受け入れ等を考慮する規定を設けるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本基準の内容については、専門委員会で御議論いただいたものであり、その内容を尊重することが適當と考えます。 ○ 専門委員会の報告書では、「おおむね平日の授業日に学校の長期休業日を加えた数である年間250日以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況等を考慮して、事業を行う者が定めるものとすることが適當」とされたことを踏まえ、第18条第2項の基準を定めたものです。 ○ 新1年生の受け入れについては、開所する日数ではないため、本基準には入れていませんが、今後とも、ガイドライン等で配慮を促していくことを考えていました。

○ 指導員と保護者との連携の規定を設けるべき	○ 第 19 条に、事業者と保護者との連絡の規定を設けています。
○ 関係機関との密接な連携について、「支援」に協力体制も加えるべき	○ 第 20 条は、関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たることを定めているものであり、関係機関との協力体制の確保もこれに含まれると考えます。
○ 賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償を、賠償すべき事故が発生した場合の損害賠償及び放課後児童健全育成事業所及びその利用者の保険加入の義務に変更し、未加入の家庭による不支払などのトラブルを回避することが必要	○ 利用者の保険の加入は個別具体的な問題であり、本基準に設けることは適当でないと考えます。
○ 給食、調理場所の確保、おやつの提供等を 位置付けるべき	○ 給食やおやつの提供については、地域のニーズ等に応じて判断すべきものであり、本基準に設けることは適当でないと考えます。
○ 職員の免許・資格の保有状況、常勤・非常勤の別、経験年数・勤続年数、離職率などを利用申込者に公表すべき ○ 経過措置（施行日から 平成 32 年 3 月 31 日までの間は、放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含めること）とあるが、その状況について、利用申込者に公表すべき	○ 御指摘の利用申込者への公表については、法律に根拠となる規定がなく、本基準に設けることは適当でないと考えます。
○ 第三者による監査（第三者評価）を設けるべき	○ 現状、事業内容の定期的な自己点検を実施していない放課後児童健全育成事業者も散見されるところであり、まずは、第三者評価ではなく、第 5 条第 4 項による自己評価の実施・公表を求めていくことが適当と考えます。 ※ 自己点検の実施有り：約 87%（平成 25 年 5 月 1 日時点 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課調べ）
○ 学校、保護者会（父母会）、地域との連携を促す文言を付すべき	○ 第 19 条に、事業者と保護者の連絡について規定を設けています。

<ul style="list-style-type: none"> ○ 父母会を定期的に開くという規定を設けるべき ○ 保護者による運営への参加について規定すべき ○ 保護者・保護者会への支援・連携を規定すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 父母会、保護者会の設置、運営については、各クラブの実情に応じて決定されるべきことであり、本基準に定めるることは適当でないと考えます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 営利目的の塾やスポーツクラブなどの事業とは区別できるように、学童保育という名称を、他の事業が使えないようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律上、放課後児童健全育成事業に関する名称の使用制限の規定はがなく、本基準上で制限することはできません。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後子供教室や児童館事業とは一体的に実施しない旨を明記するべき ○ 一体化につながる内容は削除すべき ○ 放課後子供教室又は児童館とは、生活する部屋及び職員は同一にすることはならず、それに専用室と専用の職員を配置することを明確にすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在も、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施している自治体もあり、全ての児童の安心・安全な居場所づくりのため、引き続き両事業を一体的に、又は連携して実施することを推進していくべきと考えます。
<p>(5) 経過措置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今働いている職員がそのまま勤務できるようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童支援員として業務に従事するためには、都道府県知事が行う研修を受けることが必要ですが、平成32年3月31日までの間は、当該研修を受講しなくても、第10条第3項各号のいずれかに該当している者については、研修の受講を予定している者についても、放課後児童支援員として業務に従事することが可能となります。 ○ 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項については、「参酌すべき基準」であるため、各自治体が本基準を十分参照した上で、地域の実情に応じ、必要な場合には、経過措置を設けることになると考えられます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 6年生までの受け入れにより施設規模等が基準を満たさない場合には、基準に沿った整備を実施するよう明記すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を満たす必要があるため、御指摘のよな記載は適当ではないと考えます。

e-Gov(イーガブ)は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです

[e-GovのTOPへ戻る](#)[法令検索](#)[行政手続き案内検索](#)[パブリックコメント](#)[お知らせ](#)[サイトマップ](#)

⊕ パブリックコメント

パブリックコメント:結果公示案件詳細

社会福祉／児童福祉

[パブリックコメント\(制度\)について](#)[このページの見方について](#)[意見募集中案件一覧へ戻る](#)[意見募集終了案件一覧へ戻る](#)[結果公示案件一覧へ戻る](#)

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)」に対して寄せられた御意見について

案件番号	495140007
定めようとする命令等の題名	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)
根拠法令項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2第2項
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続
所管府省・部局名等(問合せ先)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 電話:03-5253-1111 (内線7833)

命令等の公布日・決定日

2014年04月30日

結果の公示日

2014年05月13日

意見公募時の案の公示日

2014年04月09日

意見・情報受付締切日

2014年04月22日

関連情報

[結果概要、提出意見、意見の考慮 結果・理由等](#)
[意見募集結果 PDF](#)
[その他](#)
[意見公募時の画面へのリンク](#)
[意見公募時の画面](#)
[資料の入手方法](#)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課で配布

[備考](#)[このページの先頭へ](#)
[e-Govについて](#) | [個人情報の取扱について](#) | [リンクについて](#) | [安全な通信\(SSL\)について](#) | [サイトマップ](#)

Copyright © Ministry of Internal Affairs and Communications All Rights Reserved.